

大村市立三浦小学校いじめ防止基本方針

【学校基本方針の目的】

○いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係諸機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

○学校教育目標「自ら学び、心豊かでたくましく生きる児童の育成」の具現化のためにもいじめのない教育環境の実現を積極的に行う。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【めざす児童像】

- 学ぶ子 気づく子 元気な子

【いじめ対策委員会】

- 校長 教頭 教務主任 生活指導主任 養護教諭

【PTA及び関係機関等との連携】

○PTAはいじめは絶対いけないという基本的な考え方について共通認識をし、連携を深める。関係機関とは、学校だけでは対応が難しい事案が出た場合等に連携をとる。

《いじめ問題への取組》

【いじめの防止】

- いじめ対策委員会を活用し、一人で問題を抱え込まない。校長をリーダーとし、一致協力した指導体制を確立する。いじめに対する観察力や対応力についての研修及び共通理解を図る。道徳教育の充実。
- 児童については自己肯定感の高揚・自己指導力の育成を図る。
- 保護者については、学級懇談会及び専門部会での研修・情報交換・共通理解を行う。

【いじめの早期発見】

- 日頃からの児童観察。教職員同士の情報交換。定期的な面談（年2回）。個別の面談。アンケートの実施（年2回）。授業態度。保護者との連携。
- 児童については反省会をさせたり、自己評価をさせたりする。
- 保護者については、児童とのコミュニケーションを密にしたり、保護者同士の情報交換を深めたりする。休日等の児童の観察も十分に行う。

【いじめに対する措置】

- 一人で抱え込まないで素早く組織的に対応する。被害児童を守り通す。加害児童には毅然とした態度で指導する。全教職員の協力はもちろん、保護者、地域及び関係機関との連携・協力も十分に行う。
- 児童や保護者からの相談には真摯な態度で臨む。事実を素早く正確に把握する。その後は組織的に対応する。「いじめ対策委員会」に報告し、迅速に指導・支援等を行う。いじめられた児童には保護者はもちろん信頼できる人との連携を深くとるようにする。場合によって関係機関との連携も図る。いじめた児童にはすぐにいじめを止めさせ、再発防止に全力を尽くす。保護者にも事実を伝え継続的に助言を行う。場合によっては関係機関との連携をとる。取り巻く周囲に対する事実確認や指導・支援も欠かしてはいけない。

【重大事態発生時の対処】

市教委への報告を行い、「いじめ対策委員会」又は「大村市いじめ問題対策チーム」において調査・報告を行う。その際、公平性・中立性を確保し、プライバシーへの配慮を行う。その後、組織的で厳正な指導支援を加害者や被害者及び取り巻く周辺の児童について継続的に行う。再発防止に確固たる姿勢で臨む。